

わたしのからだ わたしが決める My Body My Choice 中絶をめぐる日本の状況を変えるために

大橋由香子 OHASHI Yukako
SOSHIREN 女（わたし）のからだから

SOSHIREN (Women's Network for Reproductive Freedom)

A women's network formed in 1982 from the movement against the revision of the Eugenic Protection Act, striving towards the abolishment of the crime of abortion, and the realization of women's reproductive freedom.

Website: <http://soshiren.org/>

むかしむかし、男性しかいない帝国議会で刑法墮胎罪 Penal Code Abortion Crime が作られました。それから 116 年。なんと今でも、同じ条文のまま存在しています。

212 条「妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1 年以下の懲役に処する」とされ、213 条、214 条では女性に頼まれて施術した人が罰せられます。一人では妊娠しないのに、相手男性は罰せられません。

日本は、欧米諸国より早い 1948 年に病院で中絶ができるようになりました。敗戦後の 1948 年、増えすぎた人口を減らすため、そして人口の「質の低下」を防ぐため「優生保護法」を作り、墮胎罪の例外として中絶を許可したのです。戦前の家制度の意識が残っていたため、配偶者の同意が必要とされました。

中絶の許可条件は 5 つあり、1 から 3 は「不良な子孫の出生を防止する」という優生的な条件で、精神障害や知的障害、ハンセン病の場合の中絶です。4 は「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」で中絶の 99% がこの理由でなされています。5 はレイプの場合。

1982 年にこの「経済的理由」を削除して中絶できないようにしようという政治家や宗教右派の動きがありました。それに反対して生まれたのが、私たちのグループです。多くの女性たちの力で、中絶できる状態はキープできました。

しかし、1996 年に差別的な優生条項だけを削除して母体保護法に変わっても、墮胎罪で原則禁止、例外として母体保護法で中絶を認めるという構造は変わりません。配偶者同意も必要なままです。厚労省は DV や結婚してない場合は必要ないと通達を出しましたが、同意書を求める病院はたくさんあります。

自分の体、自分の人生を選ぶための大切な中絶が、罰すべきもの、犯罪とされたままです。そのため、より安全で負担の少ない中絶方法が普及せず、経口中絶薬はこの4月末にやっと承認されたところ。リプロダクティブ・ライツについては、鎖国をしているようです。

それでは今、何が必要なのか。4つあります。

- 1 高すぎる中絶費用をもっと安く。経口中絶薬も安くできる工夫をしてほしい。
- 2 安全な中絶方法の選択肢を増やす（掻爬法ではなく吸引法に、特に経口中絶薬は、入院や院内待機を必須にすることのマイナス面について、海外の経験から学んでほしい）
- 3 母体保護法の配偶者同意をなくすこと
相手男性に逃げられて同意書が得られないために、病院に行っても中絶してもらえない、あるいはお金がなくて中絶できず、公園のトイレで産み落として逮捕される事件が後をたちません。配偶者同意をなくすだけでなく、
- 4 墮胎罪・母体保護法の見直しが必要ではないでしょうか。
妊娠する人の健康・権利という視点からの新しい法律。経口中絶薬を使い始める今、ちょうどいいタイミングです。

最後に、UPR には採用されませんでした。優生保護法における強制不妊化問題の解決が必要です。2016年の女性差別撤廃委員会（CEDAW）では、日本政府に謝罪や補償を求める強い勧告が出されました。2018年、一時金支給法ができましたが統計上の被害者の4%にしか支給されない不十分な内容です。そのため35人が国を訴えて裁判を起こしています。子どもをもつか、もたないかを個人が選ぶ権利への侵害です。ちょうど明日6月1日、二人の女性の裁判判決が仙台高裁で出ます。ご注目ください。